

☑	1	令和7年度(2025年)	東京都	問題 ……………	11
				正解&解説 ………	34
☑	2	令和6年度(2024年)	東京都	問題 ……………	47
				正解&解説 ………	70
☑	3	令和7年度(2025年)	神奈川県	問題 ……………	85
				正解&解説 ………	97
☑	4	令和6年度(2024年)	神奈川県	問題 ……………	105
				正解&解説 ………	116
☑	5	令和7年度(2025年)	埼玉県	問題 ……………	125
				正解&解説 ………	134
☑	6	令和6年度(2024年)	埼玉県	問題 ……………	141
				正解&解説 ………	150
☑	7	令和7年度(2025年)	千葉県	問題 ……………	157
				正解&解説 ………	178
☑	8	令和6年度(2024年)	千葉県	問題 ……………	189
				正解&解説 ………	208
☑	9	令和7年度(2025年)	群馬県	問題 ……………	219
				正解&解説 ………	230
☑	10	令和6年度(2024年)	群馬県	問題 ……………	237
				正解&解説 ………	248
☑	11	令和7年度(2025年)	栃木県	問題 ……………	255
				正解&解説 ………	266
☑	12	令和6年度(2024年)	栃木県	問題 ……………	273
				正解&解説 ………	284
☑	13	令和7年度(2025年)	茨城県	問題 ……………	293
				正解&解説 ………	309
☑	14	令和6年度(2024年)	茨城県	問題 ……………	319
				正解&解説 ………	335

● 毒物劇物取扱者試験について ●

毒物または劇物を取り扱う製造所、営業所または店舗は、**毒物及び劇物取締法**に基づき、専任の「**毒物劇物取扱責任者**」を置かなければなりません。

毒物劇物取扱者試験は、この「**毒物劇物取扱責任者**」になるために、**各都道府県が年1回**実施しているもので、年齢や職業、国籍などにかかわらず**誰でも受験**することができます。

毒物劇物取扱者試験は取り扱う毒物劇物の種類によって、以下の3つに区分されます。

①一般毒物劇物取扱者

…全ての毒物劇物を、全ての製造所・営業所・店舗で取り扱うことができる

②農業用品目毒物劇物取扱者

…厚生労働省令で農業用品目と定められた毒物劇物を、輸入業の営業所・農業用品目を販売する店舗で取り扱うことができる

③特定品目毒物劇物取扱者

…厚生労働省令で特定品目と定められた毒物劇物を、輸入業の営業所・特定品目を販売する店舗で取り扱うことができる

● 本書について ●

本書は、関東地方の1都6県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県）で、**令和7年度**および**令和6年度**に実施された**一般毒物劇物取扱者試験**の問題をまとめたものです。

実際の試験に出題される問題の構成パターンは、各都道府県により、主に次の2通りに分類されます。

パターンⅠ	パターンⅡ
1. 毒物及び劇物に関する法規	1. 毒物及び劇物に関する法規
2. 基礎化学	2. 基礎化学
3. 毒物及び劇物の性質及び貯蔵 その他の取扱い方法	3. 実地 (性質・貯蔵・取扱い方法含む)
4. 実地	—

※上記「1. 毒物及び劇物に関する法規」と「2. 基礎化学」は、農業用品目毒物劇物取扱者試験、特定品目毒物劇物取扱者試験との共通問題です。

本書では、パターンIで構成されている都道府県の問題においても、「3. 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他の取扱い方法」と「4. 実地」をまとめて収録し、以下の3つに区分して、試験問題を掲載しています。

◆ 毒物及び劇物に関する法規

◆ 基礎化学

◆ 実地（性質・貯蔵・取扱い方法等）

問題掲載の都合上、出題形式を一部変更・編集している箇所があるため、実際の問題番号とは異なる場合があります。また、問題文の末尾に「改」と入っている問題は、**法改正や学習指導要領の改訂**に応じて、弊社で内容を現行に沿うよう改めたものです。

解説は、実際に毒物劇物取扱者試験に合格し、毒物劇物取扱責任者の資格を持った弊社の担当者が監修・作成したものを収録しています。

必要な内容のみ簡潔に示しているため、わからなかった問題や間違えてしまった問題を解説をもとに繰り返し解くことで、苦手部分を集中的に勉強でき、重要なポイントを覚えることができます。

各問題の左端に付いている は、正しく答えることができたかどうかの確認等にご活用ください。

◆ 毒物及び劇物に関する法規の解説では、特にただし書きがない場合、法令名を次のように略しています。

毒物及び劇物取締法	取締法
毒物及び劇物取締法施行令	施行令
毒物及び劇物取締法施行規則	施行規則
毒物及び劇物指定令	指定令

なお、本書は**令和8年1月1日時点での法令に対応**していますので、1月以降の法令改正についてはご注意ください。

◆ 基礎化学の解説では、日本化学会の提案や学習指導要領の改訂による用語・定義の一部変更により、次のような対応をしています。

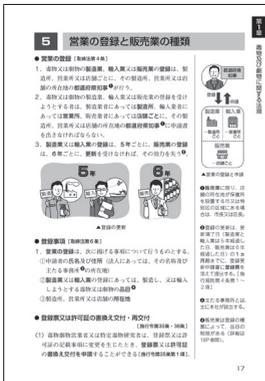
- ◎ 「気体から固体への変化」を「昇華」から『凝華（ぎょうか）』に変更。本書では、**新旧表記いずれも併記**。
- ◎ 「希ガス」を「貴ガス」に統一。
- ◎ 2族元素は**すべてアルカリ土類金属**に含まれるものとし、遷移元素の範囲を**3～12族**とする。

◆ **実地（性質・貯蔵・取扱い方法等）**の解説では、物質を見分ける際の特徴であり、かつ覚えておくべきキーワードを、次のような【 】でくくり、併記しています。

【解説】ア. スルホナールC₇H₁₆O₄S₂【木炭】【メルカプタン】
 イ. アニリンC₆H₅NH₂【さらし粉】【紫色】
 ウ. セレンSe【熱灼すると特有のニラ臭】【冷えると赤色の塊】
 選択肢4は【ヨードのエーテル溶液】【褐色の液状沈殿】【放置すると赤色針状結晶】から、ニコチンC₁₀H₁₄N₂が考えられる。

本書の解説に加えて更に内容を深く掘り下げて勉強したい方は、**全ての都道府県、全ての受験区分に対応している「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト」**を一緒にご活用いただくことをお勧めします。

この書籍はテキストタイプとなっており、本書と同様に「1. 毒物及び劇物に関する法規」、「2. 基礎化学」、「3. 実地（性質・貯蔵・取扱い方法含む）」の3つの章で構成されています。各章ごとに細かく内容が分かれており、その項目毎にテキストと練習問題を掲載しているので、**短期間で集中的に学習したい方や、初めて受験される方にもわかりやすい内容**となっています。



※画像は第4版のものです。

● 購入特典について ●

本書の購入特典として、ホームページ上に**全都道府県の過去問題と解答のみのデータ**を各5年分ずつ掲載しています。また、スマートフォンアプリを使用した無料追加コンテンツも公開しています。詳しい内容は巻末をご覧ください。

利用される際には、下記のIDとパスワードが必要です。パスワードの有効期限は次年度版が発刊されるまでとなりますので、ご注意ください。

ID	
パスワード	

※公論出版ホームページのトップページにある「過去出題問題」から「毒物劇物取扱者 過去実施問題」を選択し、上記IDとパスワードを入力してください。

※ログイン時にエラーが発生した場合は、ブラウザを変えるなどして再度ログインしてください。ログインエラーによる個別対応は行っておりません。

※ホームページ掲載分の問題と解答は試験当時の法令・用語に基づいており、最新のものと異なる場合があります。

● 効率的な勉強方法 ●

弊社編集部では、担当者が本書の過去版をもとに勉強し、実際に毒物劇物取扱者試験を受験しました。合格した都道府県は次のとおりです。

都道府県	合格証発行	合格証番号	都道府県	合格証発行	合格証番号
岩手県	H27/12/18	第17号	新潟県	H27/11/24	第4143号
秋田県	H27/10/30	第000029号	石川県	H28/2/29	第9368号
茨城県	H27/9/8	第11970号	山梨県	H29/3/1	第3574号
群馬県	H27/11/9	第9026号	奈良県	H28/3/4	第2534号
千葉県	R4/9/8	第8334号		H29/3/3	第2570号
東京都	H27/8/4	第22795号	滋賀県	H28/3/4	第3248号
	H28/8/2	第23527号	高知県	H27/9/30	第1404号
	R4/8/10	第25621号	福岡県	H27/9/4	第201183号
神奈川県	H27/7/13	第11457号			

毒物及び劇物に関する法規

【1】次は、毒物及び劇物取締法の条文の一部である。A～Eにあてはまる字句として、正しいものはどれか。

（目的） 第1条

この法律は、毒物及び劇物について、（A）の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（定義） 第2条第2項

この法律で「劇物」とは、別表第2に掲げる物であつて、医薬品及び（B）以外のものをいう。

（禁止規定） 第3条第2項

毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は（C）の目的で輸入してはならない。

（禁止規定） 第3条の3

興奮、幻覚又は（D）の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む物を含む。）であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で（E）してはならない。

- | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---------|---------|----------|-----------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | A | 1. 保健衛生 | 2. 公衆衛生 | 3. 危機管理 | 4. 労働安全 |
| | B | 1. 指定薬物 | 2. 化粧品 | 3. 医薬部外品 | 4. 食品 |
| | C | 1. 授与 | 2. 貯蔵 | 3. 研究 | 4. 使用 |
| | D | 1. 鎮静 | 2. 錯乱 | 3. 麻酔 | 4. 酔酩 ^{めいてい} |
| | E | 1. 使用 | 2. 譲渡 | 3. 輸入 | 4. 所持 |

▶▶ 正解&解説

毒物及び劇物に関する法規

【1】A…1 B…3 C…1 D…3 E…4

〔解説〕 取締法第1条（取締法の目的）。

この法律は、毒物及び劇物について、（A：保健衛生）上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

取締法第2条（定義）第2項。

この法律で「劇物」とは、別表第2に掲げる物であって、医薬品及び（B：医薬部外品）以外のものをいう。

取締法第3条（毒物劇物の禁止規定）第2項。

毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は（C：授与）の目的で輸入してはならない。

取締法第3条の3（シンナー乱用の禁止）。

興奮、幻覚又は（D：麻酔）の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む物を含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で（E：所持）してはならない。

【2】2（A：正 B：誤 C：正 D：誤）

〔解説〕 A. 取締法第4条（営業の登録）第2項。

B. 「5年ごと」⇒「**6年ごと**」。取締法第4条（営業の登録）第3項。

C. 取締法第4条の2（販売業の登録の種類）第1～3号。

D. 販売業は登録の種類により販売できる品目が定められているが、一般販売業の登録を受けた者は販売品目の制限が定められていないため、特定毒物研究者に特定毒物を含む**全ての毒物劇物**を販売することが**できる**。取締法第4条の2（販売業の登録の種類）第1号、取締法第4条の3（販売品目の制限）第1項、第2項。

【3】4（A：誤 B：正 C：正 D：正）

〔解説〕 A. 「白地に赤色」⇒「**赤地に白色**」。取締法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項。

B. 施行規則第11条の6（取扱及び使用上特に必要な表示事項）第1号。

C. 取締法第12条（毒物又は劇物の表示）第2項第3号、施行規則第11条の5（解毒剤に関する表示）。

D. 施行規則第11条の6（取扱及び使用上特に必要な表示事項）第2号八。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|--|---|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| 2. | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| 3. | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| 4. | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |

(5) 「D」に関する記述の正誤について、正しい組合せはどれか。

- ア. 水酸化ナトリウム及び20%水酸化ナトリウム水溶液の盗難防止のために必要な措置を講じなければならない。
- イ. 飲食物の容器として通常使用される物を、20%水酸化ナトリウム水溶液の保管容器として使用した。
- ウ. 研究所内で、水酸化ナトリウムを使用するために自ら小分けする容器には、「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。
- エ. 研究所閉鎖時には、毒物劇物業務上取扱者の廃止届を提出しなければならない。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|--|---|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| 2. | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| 3. | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| 4. | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

基礎化学

【13】酸及び塩基に関する記述の正誤について、正しい組合せはどれか。

- A. プレンステッド・ローリーの定義による塩基とは、水素イオン H^+ を相手から受け取る物質である。
- B. 温度が一定のとき、酢酸の電離度は、濃度が大きくなるほど大きくなる。
- C. 1価の酸を弱酸といい、2価以上の酸を強酸という。

- | | A | B | C |
|--|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. | 正 | 正 | 正 |
| 2. | 正 | 誤 | 誤 |
| 3. | 誤 | 正 | 誤 |
| 4. | 誤 | 誤 | 正 |

(4) ア&エ. 店舗の移転(所在地を変更)の手続きとして正しい。この場合、以下の手続きが必要となる。

◎移転前の店舗(旧店舗)において、取締法第10条(届出)第1項第4号の**営業廃止の届出**(廃止届の提出)をする。

◎移転先の店舗(新店舗)において、取締法第4条(営業の登録)第2項の**登録**を受ける。

なお、新店舗での登録を移転前に取得していないと、間断なく継続して毒物劇物販売業を営むことができない。

イ&ウ. **店舗の移転**(所在地の変更)では、登録票の書換え交付の申請や、変更届の提出は**誤り**である。登録票の書換え交付の申請や変更届で変更できるものは、店舗ではなく主たる事務所(登記された本店など)が変更された場合である。

(5) 取締法第22条(業務上取扱者の届出等)第5項。

ア. 取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)第1項を準用。

イ. すべての劇物の保管容器に、**飲食物の容器**として通常使用される物を使用してはならない。取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)第4項、施行規則第11条の4(飲食物の容器を使用してはならない劇物)第1項を準用。

ウ. 取締法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項を準用。

エ. 届出をしていない業務上取扱者であるため、廃止届の提出は**不要**。

基礎化学

【13】2 (A : 正 B : 誤 C : 誤)

〔解説〕 B. 水溶液中で一部の分子しか電離していない酸を弱酸といい、濃度が小さいほど電離度は大きくなる。酢酸は**弱酸**であるため、電離度は濃度が**小さくなるほど大きくなる**。なお、水溶液中でほぼ完全に電離している酸を強酸といい、濃度によらず電離度はほぼ1である。

C. 価数は組成式に含まれる水素イオン H^+ や水酸化物イオン OH^- の数のことであり、価数の大小で酸(塩基)の**強さは決定しない**。

【14】3

〔解説〕 水酸化カリウム水溶液 KOH aqは1価の塩基である。電離度が1.0であるため、水酸化カリウム水溶液中の pH $[H^+]$ は次のとおり。

水のイオン積 $[H^+][OH^-] = 1.0 \times 10^{-14} (\text{mol/L})^2$ より、

$$[H^+] \times 1.0 \times 10^{-5} \text{mol/L} = 1.0 \times 10^{-14} (\text{mol/L})^2$$

$$[H^+] = \frac{1.0 \times 10^{-14} (\text{mol/L})^2}{1.0 \times 10^{-5} \text{mol/L}}$$

$$= 1.0 \times 10^{-9} \text{mol/L}$$

乗数の数が pH の値をあらわすため、**pH9**となる。

実地（性質・貯蔵・取扱い方法等）

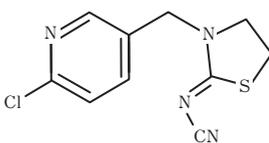
【28】次は、1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムジクロリド（パラコートとも呼ばれる。）に関する記述である。（1）～（5）の問いに答えなさい。

1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムジクロリド（パラコートとも呼ばれる。）は、(A)。化学式は (B) である。毒物及び劇物取締法により (C) に指定されている。農薬としての用途は (D) であり、最も適切な廃棄方法は (E) である。

(1) (A) にあてはまるものはどれか。

1. 橙赤色の結晶で水に溶けやすい
 2. 無色から白色又は黄色の結晶で水によく溶ける
 3. 褐色の液体で水に溶けない
 4. 不揮発性の無色透明の液体で水に溶けない

(2) (B) にあてはまるものはどれか。

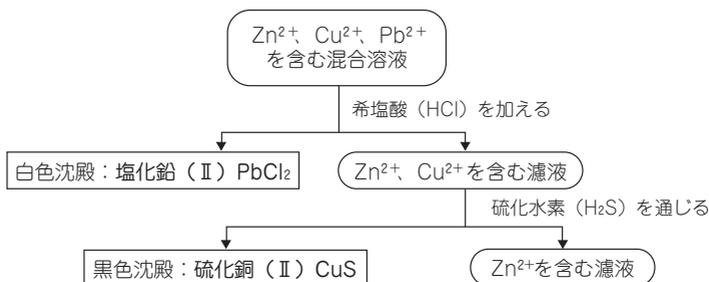
1.
$$\begin{array}{c} \text{CH}_2\text{SCONH}_2 \\ | \\ \text{H}_3\text{C} \diagdown \text{N} - \text{CH} \cdot \text{HCl} \\ | \\ \text{H}_3\text{C} \diagup \\ | \\ \text{CH}_2\text{SCONH}_2 \end{array}$$
2. 
3.
$$\begin{array}{c} \text{S} \\ || \\ \text{H}_3\text{CO} \diagdown \text{P} - \text{S} - \text{CH}_2 - \text{C} \text{NHCH}_3 \\ || \\ \text{O} \\ \text{H}_3\text{CO} \diagup \end{array}$$
4.
$$\left[\text{H}_3\text{C} - \text{N}^+ \text{C}_5\text{H}_4 - \text{C}_6\text{H}_4 - \text{N}^+ \text{C}_5\text{H}_4 - \text{CH}_3 \right] 2\text{Cl}^-$$

(3) (C) にあてはまるものはどれか。

1. 毒物
 2. 3%を超えて含有するものは毒物、3%以下を含有するものは劇物
 3. 劇物
 4. 3%以下を含有するものを除き、劇物

(4) (D) にあてはまるものはどれか。

1. 殺鼠^そ剤 2. 除草剤
 3. 植物成長調整剤 4. 殺虫剤



- A. ^{なまり}鉛(II)イオン Pb^{2+} は、希塩酸HClに含まれる塩化物イオン Cl^- と反応して、塩化鉛(II) **PbCl₂**の白色沈殿を生じる。
- B. 銅(II)イオン Cu^{2+} は、^{りゆう}硫化水素 H_2S に含まれる硫化物イオン S^{2-} と反応して、硫化銅(II) **CuS**の黑色沈殿を生じる。

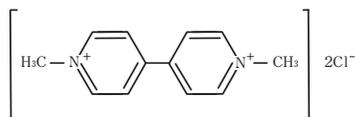
実地(性質・貯蔵・取扱い方法等)

【28】(1) …2 (2) …4 (3) …1 (4) …2 (5) …4

〔解説〕

1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムジクロリド(パラコートとも呼ばれる。)は、(A:無色から白色又は黄色の結晶で水によく溶ける)。化学式は(B:下記解説参照)である。毒物及び劇物取締法により(C:毒物)に指定されている。農薬としての用途は(D:除草剤)であり、最も適切な廃棄方法は(E:燃焼法)である。

(2) パラコート $C_{12}H_{14}Cl_2N_2$ の骨格構造式。



- カルタップ $C_7H_{15}N_3O_2S_2 \cdot ClH$ の骨格構造式。
- チアクロプリド $C_{10}H_9ClN_4S$ の骨格構造式。
- ジメトエート $C_5H_{12}NO_3PS_2$ の骨格構造式。

【29】4 (A:正 B:正 C:誤)

〔解説〕A & B. 硫酸タリウム Tl_2SO_4 [無色の結晶] [水にやや溶け、熱湯には溶けやすい]

C. 「毒物」⇒「劇物」。

【30】1 (A:正 B:正 C:正)

〔解説〕A～C. 硝酸銀 $AgNO_3$ [無色から白色の固体] [塩酸を加えると、白色の沈殿] [強酸化剤]